

## 4月定例教育委員会会議 議事録

令和3年4月16日  
午後3時30分開会  
さんくす3番館4階大会議室

### 出席委員

西川俊孝教育長  
安達友基子委員  
和田光代委員

谷口学教育長職務代理者  
福田知弘委員  
館野仁子委員

### 出席説明員

山下栄治学校教育部長  
大江慶博教育監  
木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務  
植村誠教育政策室長  
草場敦子教育センター所長  
田中満明教育総務室参事  
西口崇保健給食室参事  
佐藤忍学校教育室参事・指導主事  
林野優子中央図書館長  
福井将人教育センター所長代理  
澤井千聡江坂図書館長代理

木戸誠地域教育部長  
堀哲郎学校教育部次長教育総務室長兼務  
道場久明地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務  
野口晃正保健給食室長  
大川雅博青少年室長  
市川泉教育政策室参事  
荒木大輔学校教育室参事・指導主事  
小西正晃教育センター参事  
沖田孝行青少年クリエイティブセンター館長  
曾谷俊弘まなびの支援課長代理

### 記録者

太田美紀教育政策室主幹

## 4月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

- 西川俊孝教育長 ただ今から4月定例教育委員会会議を開催いたします。  
署名委員に飴野委員を指名いたします。  
記録者に太田教育政策室主幹を指名いたします。  
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 植村誠教育政策室長 本日の傍聴席の設置可能数は5席でございます。現在の傍聴希望者数は4名でございます。
- 西川俊孝教育長 それでは、本日の傍聴は5名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 西川俊孝教育長 異議なしと認め、本日の傍聴は5名まで許可します。傍聴者の入室を許可します。
- 傍聴者入場 —
- 西川俊孝教育長 初めに、谷口教育長職務代理者から、3月定例教育委員会会議の議事について発言したい旨の申し出がありましたので、受けることにいたします。
- 谷口学教育長職務代理者 先月3月定例教育委員会会議の議案第15号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」における私の発言なのですが、人事に関するものであったため、発言の取消をお願いいたします。
- 西川俊孝教育長 谷口教育長職務代理者より発言の取消をしたい旨の申し出があったが、承認してよろしいですか。
- 全委員 異議なし。
- 西川俊孝教育長 それでは、発言の取消を許可いたします。
- 植村誠教育政策室長 恐れ入りますが、本日、追加議案を2件、提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。
- 西川俊孝教育長 ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 西川俊孝教育長 それでは、議事日程を配布してください。
- 議事日程配布 —
- 西川俊孝教育長 本日の、報告第9号「吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会委員の委嘱について」及び議案第22号「吹田市立江坂図書館指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」は、公開することにより公正な選定を妨げる恐れのある事項について審議するものですので、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、議事運営を効率的に行うため、日程第2から日程第6まで、及び追加日程第1の6案件につきまして、日程第1の案件に先んじて行う議事順番の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員  
西川俊孝教育長

異議なし。

異議なしと認め、報告第9号及び議案第22号を秘密会とすること、並びに日程第2から追加日程第1までの6案件につきまして、日程第1の案件に先んじて行う議事順番の変更を決定いたします。

西川俊孝教育長

それでは、傍聴の方に議案書を配布してください。

— 議案書配布 —

西川俊孝教育長

それでは、日程第2 報告第10号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第2 報告第10号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和3年3月31日付け、4月1日付け及び4月12日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理させていただきましたので、御報告を申し上げるものでございます。

まず初めに、7ページをお願いいたします。

3月31日付け人事発令につきましては、大阪府教育委員会へ異動した者が、合計6名でございます。

続きまして8ページをお願いいたします。

4月1日付けで教育委員会事務局から市長事務部局へ異動した者が、合計20名でございます。

続きまして9ページから10ページをお願いいたします。

4月1日付けで市長事務部局から教育委員会事務局へ任命発令された者が、合計29名でございます。

続きまして11ページから14ページをお願いいたします。

4月1日付けで教育委員会事務局内におきまして、異動した者が、合計71名でございます。

続きまして15ページをお願いいたします。

教育委員会事務局に新規採用された割愛職員は、合計6名でございます。

続きまして16ページをお願いいたします。

吹田市で新規採用され、教育委員会事務局に配属された者が5名、及び教育委員会事務局に新規採用され、一般事務（司書）として図書館に配属された者が4名の合計9名でございます。

続きまして17ページをお願いいたします。

教育委員会事務局において再任用を更新された者及び新たに再任用された者が、合計30名でございます。

最後に、18ページをお願いします。4月12日付けで市長事務部局兼任となった職員が1名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

全委員	異議なし。
西川俊孝教育長	異議なしと認め、報告第10号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。
西川俊孝教育長	次に、日程第3 報告第11号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を議題とします。
曾谷俊弘まなびの支援課長代理	事務局の説明を求めます。
	日程第3 報告第11号「吹田市社会教育委員の解嘱について」御説明申し上げます。
	議案書19ページを御覧いただきたいと存じます。
	吹田市社会教育委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで、2名の委員の解嘱につきまして、臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。
	被解嘱者は、野田健司様、手島肇様の2名で、野田様は吹田市立学校校長会からの推薦、手島様は吹田市の公立高等学校の代表として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。
	辞任の理由といたしましては、退職等によるためでございます。
	また、後任につきましては、5月以降の教育委員会会議にて提案させていただきます。
	今回の解嘱によりまして、社会教育委員の男女別委員数は、男性が7名、女性が3名となっております。
	以上簡単な説明でございますが、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。
西川俊孝教育長	それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。
西川俊孝教育長	それでは、この件を承認してよろしいですか。
全委員	異議なし。
西川俊孝教育長	異議なしと認め、報告第11号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を承認します。
西川俊孝教育長	次に、日程第4 報告第12号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。
曾谷俊弘まなびの支援課長代理	事務局の説明を求めます。
	日程第4 報告第12号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。
	議案書21ページを御覧いただきたいと存じます。
	吹田市公民館運営審議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで、臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。
	被解嘱者は、伊藤淳志様で、学識経験者として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。
	辞任の理由といたしましては、退職によるためでございます。

また、後任につきましては、5月以降の教育委員会会議にて提案させていただきます。

今回の解嘱によりまして、吹田市公民館運営審議会委員の男女別委員数は、男性が5名、女性が2名となっております。

以上簡単な説明でございますが、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第12号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第5 報告第13号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第5 報告第13号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで1名の委員の解嘱について臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。

被解職者は、三宅友子様で、岸部第一小学校を3月31日をもって異動され、辞任届が提出されたものです。

今回の解嘱により、運営審議会委員は女性5名、男性8名の13名となります。

以上、簡単な説明ではございますが、御承認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第13号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第6 教育長報告を議題とします。

内容は、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

まずは、学校教育部から説明してください。

新型コロナウイルス感染症への学校教育部の対応について御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書27ページを御覧ください。

1の小・中学校の感染状況には、令和2年2月1日から令和3年3月31日の感染者数、及び令和2年8月1日から令和3年3月31日の臨時休業の状況についてお示ししております。御確認をお願いいたします。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

沖田孝行青少年クリエイティブセンター館長

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

続きまして、2の教育活動の制限強化について御説明申し上げます。資料、中ほどを御覧ください。

令和3年度は、新学期を迎えるにあたりまして、感染拡大未然防止の観点から、4月5日から5月5日を活動制限強化期間といたしまして、感染拡大防止に取り組んでおるところでございます。小・中学校とも、入学式は感染防止対策を徹底の上、時間を短縮して実施いたしました。

(2)にお示しいたしますとおり、教育活動についても通常どおり実施しておりますが、給食につきましては、黙飲・黙食、黙って食べるということで、その徹底を改めて周知しているところでございます。

また、(3)にございますように、授業におきまして、長時間、近距離で対面形式となる教科活動など、感染リスクの高い活動は実施しておりません。

また、(4)宿泊行事等につきましては、4月中に実施を予定している学校はございませんでしたので、現在のところ、5月中に実施予定の学校につきまして、個別に状況を聞き取りまして、延期等の対応について情報を共有しているところでございます。

なお、(5)にございます、課外クラブ・部活動につきましては、昨日4月15日開催の本市の新型コロナウイルス感染症等対策本部会議にて新たな対応が確認されました。感染拡大防止による子供たちの安全確保と、心身の健全な育成のための課外クラブ・部活動の意義など多面的に検討した上で、初めに、身体的接触や飛沫感染等感染リスクを回避できない種目や活動(練習等)につきましては、休止する。次に、感染リスクを回避できる場合においても活動時間は1時間を上限とする。次に、活動制限強化期間は、公式な大会やコンクール等を除き、対外試合や公演・発表会等は見合わせる。以上の3点を方針として本日、各校へ通知したところでございます。

以上、御報告申し上げます。

続いて、地域教育部から説明してください。

4月5日から大阪府にまん延防止等重点措置が適用されたことによる、地域教育部所管施設等の開館状況といたしまして、恐れ入ります、議案書28ページを御覧いただきますようお願いいたします。

資料の左端、縦軸に施設、事業ごとにナンバーを付しておりますが、前回、3月25日の定例教育委員会会議におけます教育長報告にて、御報告させていただいた内容から、主に変更した部分に下線を引いておりますが、その状況について、御報告申し上げたいと思います。

まず、ナンバー1の地区公民館の対応といたしましては、他の本市公共施設と調整の上、4月10日土曜日から5月5日水曜日までの間は、各公民館での主催講座を中止することとしまして、夜間の利用にあたっては、午後9時までの退出の協力要請を行っております。

次に、ナンバー2の図書館の対応といたしましては、昨年の臨時休館の際に、図書館資料の閲覧や貸出は、このコロナ禍におきまして、自宅で安心安全に過ごしていただくための有効なツールであるとして、市民の方、利用者

西川俊孝教育長  
道場久明地域教育部次長  
放課後子ども育成室長兼務

の方から多くのお声をいただいたことも考慮しまして、これまでの感染症拡大防止策の経験を踏まえまして、より一層の注意喚起をしながら、開館業務は継続しております。

しかしながら、4月23日金曜日の子ども読書の日を中心に、毎年、全図書館で開催しております子どもと本のまつり、今年度におきましては4月17日から5月23日を予定しておりましたが、子供さんや御家族連れの不要不急の外出を促さないためにも、延期することといたしました。

続きまして、ナンバー3の市立博物館につきましても、引き続き、利用制限を継続しながら開館しております。

また、備考欄に記載しておりますが、4月24日から5月30日に開催予定の春季特別展は予定どおり開催する予定ですが、この特別展に関連するイベントといたしまして、専門家、有識者による講演会や歴史講座につきましては、中止することといたしました。

続きまして、青少年施設等の状況についてでございますが、まず、ナンバー6の青少年活動サポートプラザにつきましては、各施設とも、貸室等については人数制限など感染防止対策を徹底した上で、引き続き開館しておりますけれども、利用者に対しましては、本来、午後10時までの開館利用時間を、午後9時までの利用としていただくように協力の要請を行っているところでございます。

ナンバー7とナンバー8の自然体験交流センター、自然の家につきましても、人数制限などの利用制限を行いつつ、継続して開館しております。

ただ、この2施設の利用がピークを迎えます夏休み期間につきましては、これまでは毎年度4月29日に抽選会を開催いたしまして、利用者を決定しておりますが、感染拡大防止の観点から、来所による対面での抽選会を改めまして、今年度につきましては、書面による申込方法で抽選を行うことといたしております。

ナンバー11の地域のボランティアの方々のご協力によって、全36小学校で実施しております太陽の広場につきましては、現在、中止しております、当面の間、開催を延期することといたしております。

ナンバー12の土曜日の午前中に各小学校の運動場などを子供たちの遊び場として提供しております学校開放につきましても、これも合わせて、当面の間、中止しております。

続きまして、議案書29ページを御覧いただきますようお願いいたします。

地域教育部、放課後子ども育成室の新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

まず、1の留守家庭児童育成室の感染状況でございますが、(1)の昨年の2月1日から本年3月31日の間における、感染者数といたしましては、児童が3名、指導員又は補助員が4名の計7名、(2)の昨年8月から年度末にかけての臨時休室はございません。

次に、2の保育活動の制限強化といたしまして、(1)の保育時間中のマスク着用及び食事時間における感染症対策の徹底としまして、アからエの4

項目について、小学校の長期休業中の昼食時やおやつ喫食時におきましては、マスクを外すこととなりますので、特に、この食事時の飛沫の感染リスクは極めて高い状況となりますことから、イの「向かい合わせにならない食事時間中における座席の工夫と黙食の徹底。」と、ウの「マスクを外すときは、食事中を含み、会話をしない。」ことといたしまして、現場の指導員等に4月8日、4月9日、4月14日に周知し、徹底を図っているところでございます。

(2)の当面見合わせる行事といたしましては、アからウの3点としまして、電車・バスの公共交通機関を利用しての移動を伴う行事、それからイの当該育成室に在籍していない児童や、ウの外部団体を招いて行うような交流行事は、行わないこととしております。

(3)の学級懇談会や運営委員会につきましては、市が主催する事業といたしまして、当面の間は書面開催やメール配信による会議形態によって代替することとしておりますが、イに示しておりますように、緊急事案などやむなく開催、実施が必要なものについては、密を避けられるだけの十分な面積がある会場の確保や配席、分散開催など、必ず安全が担保できるような条件を整えた上で、必要なものと認める場合のみ、特例的に認めることとして制限しております。

最後に(4)の育成室の卒業式、これは3月27日に実施済みでございますが、下の括弧書きに示しておりますとおり、昨年度と同様に、出席する保護者は1名のみとしまして、他の学年の児童や来賓出席はなしということで、出席者を限定して実施済みでございます。

地域教育部所管の対応状況につきましては、以上でございます。

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

先月もこの話題はあったと思うのですが、先月と比べてもかなり感染状況が厳しくなっていると思うのです。それで、こういう状況ですので、また休業とか休校とかということが出てきたときに、子供たちの授業やホームルームについて、どういったことが可能な状態になっているのか、1人1台端末が配布されたことなどもありますので、現時点でどういったことができるか、どういうシミュレーションをされているのかを説明してください。

現在、ちょうど令和2年度から令和3年度へ、年度更新をしないといけないう時期ではあるのですが、この間の感染症の急拡大を受けて、人員も増やして、急ピッチで年度更新をしているところです。

端末の整備についてですね。

そのとおりでございます。

この年度更新が完了いたしましたら、オンライン学習が可能となります。ですので、学校閉鎖や学年閉鎖をするという一報を学校から受けましたら、優先してその学校の年度更新を進めまして、今の状態でいきますと、一報を受けてから2日目くらいでオンライン学習ができるような状況を整えております。

西川俊孝教育長  
安達友基子委員

草場敦子教育センター所長

西川俊孝教育長  
草場敦子教育センター所長



オンライン学習については保護者の方も、どのようなことをするのだろうかということも、やっぱり非常に心配されていると思いますので、今、わかりやすい資料を作成しまして、来週中には、出していきたいと考えております。

安達友基子委員

お便りを学校からいただけるということですね。

草場敦子教育センター所長

内容につきましては、オンラインを活用し一日をどのように過ごしてもらえるかということの例を示しており、最終は各学校がどう活用するかを選択していくのですけれども、保護者に見える化して伝えられるように、準備していきます。

安達友基子委員

大体の大枠を教育委員会の方で作って、それを各学校の方で実情に合わせて、何か作ったものを保護者に出していただけるということですか。

草場敦子教育センター所長

ベースということで、非常時の考え方を書かせていただいている、例えばということで大枠を示させていただいて、そのあとの具体は各学校により、また学年とか校種により変わってくると思いますので、そのところは各学校で工夫して行われます。

西川俊孝教育長

その大枠について、例示をしてください。

草場敦子教育センター所長

具体的に示していますのは、例えば、朝9時30分に接続準備をし、9時50分から10時20分までオンラインホームルームをします。出席確認です。

そこで、その日のまず午前中の課題を提示し、一旦オフにします。

子供たちは自分のペースに合わせて、その課題に取り組みます。その後、お昼12時40分ぐらいから接続の準備を始めて、1時から1時20分に、午前中どんなふうにご覧しましたかということと、双方向でやりとりできるように、またオンラインホームルームを行います。

その時に午後の課題を出して、午前と同様、一旦オフにし、各自、課題に取り組みます。最後は低学年と中学年は終わりの時間も違いますが、2時30分か3時30分から、20分ぐらい、オンラインで双方向で今日1日よく頑張りましたねというようなことが、やりとりできたらいいかなということで、指し示しております。

西川俊孝教育長

大枠ということですね。

草場敦子教育センター所長

そのとおりでございます。

安達友基子委員

よくわかりました。

それは楽しみに待っておりますけれども、一方で、今おっしゃったホームルームをやりました。そうすると、きっと出席できない子がいるとは思いません。

それで、そういった子がいた時に、学校としてキャッチしてあげてねとかいうことも、追々だとは思いますが、そういったところもちょっと目を配って、マニュアルではないですけども、何らかその指針みたいなものを出していただくと良いと思いました。

草場敦子教育センター所長

保護者用と合わせて、学校側に教職員用として、その辺のことも、きちんと配慮していくようにということ載せながら、やっぱりそこに参加できない、しんどくて参加できないお子さんもいらっしゃいますし、御家庭もいろいろおありだと思いますので、そこについては、他の通信、電話であるとか、

いろいろな方法を使って、きちんと配慮していくようにということも載せながら、教職員用にもマニュアルの作成はしています。

福田知弘委員

先ほどの議論に関して、機材が入って、それで運用がそろそろ始まったというところで、今こういった状態になっていると思うのですが、使い方のマニュアルを、例えば我々の経験からしても、作ったとしても、やってみないとできないということが結構ありますので、あとはやっぱり、児童とか生徒によって、すぐ入れる人と、なかなかぎくしゃくする人といるので、その辺は、もちろん急がないといけないところもあるのですが、急ぎ過ぎない部分も大切にしたいと思っています。

和田光代委員

課外クラブ・部活動についてなのですが、学生は限りある時間で学生生活を送るわけです。その中で、自分が希望した部活動に入って、活動を行います。今回、時間短縮という制限、いろいろ制限を持ちながらも継続して活動できるということは大変良かったのではないかと思います。

ただ、部活動は他の体育の授業とは違い、ちょっと緩みがちになるので、その辺は、防止対策を緩むことはなく、活動を継続してできるようにお願いします。

西川俊孝教育長

他に御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

西川俊孝教育長

次に、追加日程第1 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について議案第21号「令和3年次期吹田市議会提案の令和3年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

追加日程第1 議案第21号「令和3年次期吹田市議会提案の令和3年度補正予算案について」御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められましたものでございまして、令和3年次期吹田市議会に提案されます令和3年度補正予算にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、いじめ加害児童・加害生徒への指導及びいじめ被害児童・被害生徒への支援に向けたプログラムを開発し、既存のいじめ予防授業に組み込むことで、いじめ予防推進の充実を図るものでございます。

次に予算の内容につきましては、5ページの歳入、6ページの歳出とも補正額が497万円となっております、事業費の全額を国が負担するものでございます。

以上が補正予算案の説明でございます。

概要のみの説明ではございますが、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

谷口学教育長職務代理者

この件に関しましては要するに、文部科学のいじめ対策等の委託事業ということで、吹田市の提案が審査の結果選ばれたということを知っているのですが、今回の目的、どのような形のを提示したのかを、詳しく説明

してください。

草場敦子教育センター所長

本市では、令和2年度、いじめ予防推進事業を進めてまいりました。ここでは学級風土、学年風土、学校風土といった集団へのアプローチとして、この風土をいかに良くして、一人ひとりの子供たちが、いかに安心して自分の持っている可能性を発揮していけるのかというところをやっております。

そういう中で、今までもそうだったのですけれども、いじめのいろいろな例の中から、いじめ加害児童・生徒やいじめ被害児童・生徒が、いじめ事案に関わったことからくる傷つきであるとか、本来持っていたスキル不足から学級集団とか学年集団への適応がさらに困難になるという課題も見えてきました。こういったことへのアプローチも必要ではないかということもあります。

あと、加害のお子さんをお持ちの保護者の方も、いつになったらこの加害というところが終わるのか、ピリオドを打てるのかというお悩みもたくさん聞く中で、本当に被害にあった子供たちも加害になった子供たちも、どちらも元の集団に自信を持って戻れるようなプログラムになるのではないかとということで、今回、個へのアプローチということで、委託を受けて、プログラムを開発していこうということで、応募させていただきました。そして、研究を進めるということになりました。

谷口学教育長職務代理者

非常に素晴らしい内容のことだと思うのですが、期限等はあるのですか。

草場敦子教育センター所長

期限は1年間で、一旦令和3年度1年間で、成果物を目指すということになります。

谷口学教育長職務代理者

1年間ということで、今まで3件の重大事案が生起する中で、いろいろな形で教育委員会としては前向きに取り組んできているわけですが、そういったことの集大成ということも含めて、被害の子供たちが、学校に復帰できるということの大きな目的ができればいいと思うのですが、本当に1年でできるのでしょうか。

草場敦子教育センター所長

令和2年度も御協力いただいておりました子どもの発達科学研究所の先生方や御協力いただいている五大学の先生方や様々な方々に加わっていただき、綿密なプログラム工程を作っておりますので、その計画に則って、しっかり私たちもやっていこうと思っておりますので、やりきりたいと思います。

西川俊孝教育長

他に御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認してよろしいですか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第21号「令和3年次期吹田市議会定例会提案の令和3年度補正予算案について」を承認します。

西川俊孝教育長

次の報告第9号及び議案第22号につきましては、既に秘密会として決定しておりますので、恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いします。

— 秘密会 —

西川俊孝教育長

ここで秘密会を解きます。

西川俊孝教育長

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、4

月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時27分